

被災地の復旧・復興に係る
各部の取組の現状と今後の対応について

【凡例】

○本資料に掲載している以下の表には、次のとおり略称を使用しています。

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9

R 3…「令和3年8月11日からの大雨」

R 2…「令和2年7月豪雨」

R 1…「令和元年8月27日からの大雨」

H 3 0…「平成30年7月豪雨」

H 2 9…「平成29年7月九州北部豪雨」

【補足】

○特段の記載がない限り、資料中の数値の異動に関する記載は、令和5年2月8日に開催した「福岡県災害復旧・復興推進本部会議」で使用した資料からの推移を示しています。

例：(+10) 20件、(△6) 24人

I 被災者の生活再建支援

1 災害救助法の適用【福祉総務課 092-643-3243】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了		完了	完了

■ 支援の内容（国 1 / 2、県 1 / 2）

避難所の設置、住宅の応急修理、賃貸型応急住宅の供与 等

■ 実績（令和 5 年 4 月 3 0 日現在）

（1）住宅の応急修理

（単位：件）

	適用日	市町村	修理申込累計数	完了報告書累計数
R3	令和 3 年 8 月 12 日	久留米市	53	53
		八女市	0	0
		みやま市	4	4
		計	57	57
R2	令和 2 年 7 月 6 日	大牟田市	468	468
		久留米市	35	35
		八女市	2	2
		みやま市	4	4
		計	509	509

（2）応急修理期間中の賃貸型応急住宅の供与

（単位：件）

	適用日	市町村	件数	現在入居中
R2	令和 2 年 7 月 6 日	大牟田市	22	0

（3）賃貸型応急住宅の供与

全壊及び解体見込の半壊世帯等

（単位：件）

	適用日	市町村	件数	現在入居中
R3	令和 3 年 8 月 12 日	八女市	1	1
		みやま市	1	0
R2	令和 2 年 7 月 6 日	大牟田市	36	(△) 0

2 被災者生活再建支援法の適用【福祉総務課 092-643-3243】

R3	R2	R1	H30	H29
支援中	支援中		完了	支援中

■ 支援の内容（国1／2、支援法人1／2（原資は都道府県の拠出金））

住宅が全壊、大規模半壊若しくは中規模半壊した世帯、又は住宅が半壊しやむを得ず解体した世帯に対し、被害程度に応じた「基礎支援金」（中規模半壊世帯を除く。）及び再建方法に応じた「加算支援金」を支給。最大300万円（但し単身世帯は3／4）

■ 実績（令和5年4月30日現在）

（1）基礎支援金（全壊・解体100万円、大規模半壊50万円）（単位：件）

	適用日	市町村	住宅の被害の程度				計
			全壊	解体	長期避難	大規模半壊	
R3	令和3年 8月12日	久留米市	0	1	0	0	1
		田川市	2	0	0	0	2
		計	2	1	0	0	3
R2	令和2年 7月6日	大牟田市	11	(+6) 195	0	1	(+6) 207
H29	平成29年 7月5日	北九州市	0	1	0	1	2
		朝倉市	235	139	31	47	452
		東峰村	23	1	0	8	32
		添田町	1	0	0	1	2
		計	259	141	31	57	488

※申請期限 令和3年：終了 令和2年：終了 平成29年：終了

（2）加算支援金（建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円）

被災者生活再建支援法の改正（令和2年12月4日）により、新たに「中規模半壊」が支給対象となる。中規模半壊世帯はそれぞれ半額。（単位：件）

	適用日	市町村	住宅の再建方法			計
			建設・購入	補修	賃借	
R3	令和3年 8月12日	久留米市	1	0	0	1
		田川市	0	(+1) 1	0	(+1) 1
		計	1	(+1) 1	0	(+1) 2
R2	令和2年 7月6日	大牟田市	(+4) 61	(+5) 321	(+14) 187	(+23) 569
		(うち中規模半壊)	(+2) 14	(+4) 314	(+3) 109	(+9) 437
H29	平成29年 7月5日	北九州市	0	0	2	2
		朝倉市	(+1) 232	50	55	(+1) 337
		東峰村	7	10	0	17
		添田町	1	0	0	1
		計	(+1) 240	60	57	(+1) 357

※申請期限 令和3年：令和6年9月11日 令和2年：令和5年8月5日
平成29年：終了、ただし朝倉市のみ令和5年8月4日まで延長

3 福岡県被災者生活再建支援金の支給【福祉総務課 092-643-3243】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中		完了	

■ 支援の内容（県 10 / 10）

被災者生活再建支援法における支援と同一の支援内容

（対象：被災者生活再建支援法適用以外の市町村）

■ 実績（令和5年4月30日現在）

（1）基礎支援金（全壊・解体100万円、大規模半壊50万円）（単位：件）

	市町村	住宅の被害の程度			計
		全壊	解体	大規模半壊	
R3	北九州市	6	4	0	10
	八女市	2	0	0	2
	那珂川市	2	0	0	2
	添田町	2	0	0	2
	計	12	4	0	16
R2	北九州市	1	2	0	3
	久留米市	1	0	0	1
	八女市	1	0	0	1
	計	3	2	0	5

（2）加算支援金（建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円）（単位：件）

	市町村	住宅の再建方法			計
		建設・購入	補修	賃借	
R3	北九州市	(+3) 4	0	2	(+3) 6
	那珂川市	0	0	1	1
	計	(+3) 4	0	3	(+3) 7

4 住宅支援【県営住宅課 092-643-3739、住宅計画課 092-643-3733】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中			

■ 支援の内容

- ・ 一時入居の受入れ
住宅が被害を受け、避難している世帯を対象に公営住宅等において一時入居の受入れ
- ・ 被災者住宅支援窓口（相談窓口）の設置
県営住宅及び県公社賃貸住宅への申込み手続きや入居可能な公営住宅等に関する情報提供、被災者の住宅支援などに関する相談への対応

■ 実績（令和5年4月28日現在）

	一時入居の受入（入居数）	被災者住宅支援窓口（相談窓口）
R3	2世帯3人 うち県営住宅 2世帯3人	【設置日】令和3年8月16日 相談件数 17件
R2	(△2世帯△3人) 1世帯2人 うち県営住宅 0世帯0人	【設置日】令和2年7月8日 相談件数 129件

■ 今後の対応

今年度中に、一時入居の受入れを終了予定

5 住宅再建の支援【福祉総務課 092-643-3243、住宅計画課 092-643-3731】

(1) 被災者住宅再建支援事業（被災者に対する住宅再建経費の助成）【福祉総務課】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中		完了	支援中

■ 支援の内容（県10／10）

【対象区域】被災者生活再建支援法が適用される自然災害につき県内全域

【対 象】次のア及びイの要件を満たす世帯（収入要件なし）

ア 住宅が全壊、大規模半壊若しくは中規模半壊した世帯、又は住宅が半壊しやむを得ず解体した世帯

イ 新たに融資を受けて県内で住宅を新築、購入又は改修した世帯

【支 援 額】住宅再建融資に係る利子相当額 上限100万円（一括助成）

（リバースモーゲージ型融資の場合）

借入額に借入時の災害復興住宅融資の利率を乗じた額に20を乗じて得た額を支援

（リバースモーゲージ型融資以外の場合）

次のアとイを比較し、低い方を支援

ア 実際の借入に係る各月の利子支払額の合計額

イ 借入額に借入時の災害復興住宅融資の利率を乗じて算出した各月の利子支払額の合計額

■ 実績（令和5年4月30日現在）

	支給件数	
R2	大牟田市	27件
H29	朝倉市	64件
	東峰村	2件

(2) 住宅被災者本再建支援事業

（仮住まいを余儀なくされている被災者に対する本再建経費の助成）【住宅計画課】

R3	R2	R1	H30	H29
				支援中

■ 現状

- ・ 応急仮設住宅等
建設型仮設住宅、借上型仮設住宅、公営住宅等（一時入居）から、令和2年3月末までにすべて退去
- ・ 応急仮設住宅等退去後に仮住まいをされている被災者のうち本再建未定の世帯
(△2) 2世帯（令和5年4月30日現在）（朝倉市）

■ 支援の内容

【対象者】 次のアからイのいずれかに該当する世帯

ア 災害復旧工事の関係で仮住まいを余儀なくされている方

イ 「長期避難世帯」として認定され、仮住まいを余儀なくされている方

【助成内容】

- ・ 仮住まいから本再建する際の引越費用（一世帯10万円）
- ・ 仮住まいから民間賃貸住宅で本再建する際の初期費用（一世帯20万円）
（敷金・礼金、仲介手数料、保険料）

【申請窓口】 朝倉市復興推進室

■ 実績（令和5年4月30日現在）

	実績
H29	引越費用助成 (+4) 76件 （うち3件は初期費用を合わせて助成）

※ 令和2年度開始

■ 今後の対応

対象者がすべて本再建を終えるまで事業を継続

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する法律）

【福祉総務課 092-643-3243】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
	完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容（国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4）

市町村が、条例に基づき、対象者に支給

（対象区域）県内全域

名 称	区 分	金 額
災害弔慰金 （給付）	生計維持者が死亡	5 0 0 万円
	その他の者が死亡	2 5 0 万円
災害障害見舞金 （給付）	生計維持者が重度障害	2 5 0 万円
	その他の者が重度障害	1 2 5 万円

7 災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する法律）【福祉総務課 092-643-3243】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容（国 2 / 3、県 1 / 3）

（対 象 区 域）県内全域

（対 象 者）災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた方

（貸付限度額）350万円（※家財の損害、住居被害等により異なる。）

（利 率）市町村が、年3%以内で条例で定める率（据置期間の3年は無利子）

（償 還 期 間）10年（据置期間を含む）

（その他の要件）所得制限あり

8 福岡県災害見舞金の支給【福祉総務課 092-643-3243】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容（県 1 0 / 1 0）

市町村を通じて、対象者に支給

（対象区域）県内全域

区 分	被害の程度	金 額
住家被害	全壊	10 万円
	半壊	5 万円
	床上浸水	3 万円
人的被害	死者・行方不明者	20 万円
	重傷者	最大 10 万円

※ 住家被害に関する見舞金は、単身世帯の場合 1 / 2 の額。

※ 人的被害に関する見舞金は、災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を受けた場合は支給しない。

9 災害援護資金貸付金に係る利子補給制度【福祉総務課 092-643-3243】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
			支援中	支援中

■ 支援の内容（県 1 0 / 1 0）

市町村が借受者に対し、利子補給を実施する場合に、県がその2分の1を助成。

■ 実績（令和5年4月30日現在）

H30	飯塚市、嘉麻市
H29	朝倉市

10 災害義援金の受付・配分【福祉総務課 092-643-3243】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容

- ・ 県指定口座を開設して義援金を受付。
このほか日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会からの義援金を受入。
- ・ 県義援金募集期間
令和3年8月18日～令和4年3月31日
令和2年7月10日～令和4年3月31日
- ・ 福岡県義援金品配分委員会にて被害の状況に応じて配分額を決定し、配分を行った。

■ 実績（令和4年7月29日最終配分額市町村通知、8月5日振込）

	受付	義援金総額	配分総額内訳
R3	県指定口座	100,939,295 円	県内市町村(20市町)
	日本赤十字社及び 福岡県共同募金会	64,174,195 円	162,319,990 円 他の被災県(4県)
	計	165,113,490 円	2,793,500 円
R2	県指定口座	330,628,701 円	県内市町村(12市町)
	日本赤十字社及び 福岡県共同募金会	829,149,185 円	1,143,246,451 円 他の被災県(4県)
	計	1,159,777,886 円	16,531,435 円

1 1 被災自治体が行う見守り活動等の取組支援【福祉総務課 092-643-3243】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
	支援中			支援中

(1) R 2 〈大牟田市地域支え合いセンター〉

【事業内容】 生活支援相談員による被災者の見守り・巡回訪問などを通じて支援ニーズの把握・掘り起しを行い、個別の状態・支援ニーズに応じて各種支援機関や専門職等と連携し、被災者の生活再建を総合的に支援する。

【実施主体】 大牟田市（大牟田市社会福祉協議会へ委託して実施）

【開設日】 令和2年11月2日

【設置場所】 大牟田市総合福祉センター

【取組状況】

○ 見守り対象世帯数（令和5年3月31日現在）

在宅（課題あり）	一時入居	計
(△4) 0	(△1) 1	(△5) 1

※ 一時入居世帯のうち、生活再建未定世帯数 0世帯

- ・ 地域支え合いセンター、市社会福祉協議会生活支援相談室及び市福祉担当課によるケース報告会議を月1回開催（令和3年8月までは週1回開催）
- ・ 関係機関による個別ケース検討会議を月1回開催
- ・ 令和4年8月以降は必要に応じ随時開催
- ・ 「住まい再建無料相談会」の開催（令和3年12月、令和4年2月、5月）
- ・ 「住まい・生活再建無料相談会」の開催（令和4年8月、12月）
- ・ 令和5年3月末で「地域支え合いセンター」を閉所。4月から大牟田市社会福祉協議会へ被災者相談窓口対応を委託し、継続支援を実施

(2) H 2 9 〈朝倉市地域支え合いセンター〉

【事業内容】 訪問等による見守り・生活状況の確認、行政機関や福祉サービスへのつなぎ災害公営住宅等における住民の交流支援 など

【実施主体】 朝倉市（令和3年3月まで朝倉市社会福祉協議会へ委託して実施）

【開設日】 平成30年2月5日

【設置場所】 朝倉市総合政策課内

【取組状況】

○ 見守り対象世帯数（令和5年4月30日現在）

在宅	災害公営住宅	その他	計
5	(△4) 9	(△2) 18	(△6) 32

※ 生活再建未定世帯数 (△1) 2世帯

地域支え合いセンターと市総合政策課等による個別ケース検討会議を実施し、個々の被災者の状態に応じた、定期的な訪問や情報提供などの支援を実施

12 その他の福祉支援

(1) 生活福祉資金【保護・援護課 092-643-3315】

R3	R2	R1	H30	H29
支援中	支援中		支援中	支援中

■ 支援の内容（国2／3、県1／3）

	福祉費における住宅補修費及び 災害援護費の貸付	緊急小口資金の特例貸付
対象区域	県内全域	災害救助法適用地域及び住家被害の報告があった市町村
対象者	被災した県内在住の低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯	被災により当座の生活費を必要とする世帯(所得制限なし)
貸付上限	ア 住宅補修費:250万円以内 (災害を受けたことによる住宅の補修等に必要な経費) イ 災害援護費:150万円以内 (災害を受けたことにより臨時に必要な経費(避難先での家具什器等に必要な経費))	10万円以内(特に必要と認められる場合、20万円以内)
貸付利子	連帯保証人あり:無利子 連帯保証人なし:据置期間経過後年1.5%	無利子
償還期限	7年以内(6か月以内の据置期間経過後) ※H30年7月豪雨は20年以内 (2年以内の据置期間経過後)	2年以内(1年以内の据置期間経過後)
連帯保証人	-	不要
申請窓口	市町村社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会
その他	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付が優先	

■ 実績（令和5年4月30日現在）

	貸付実績	
	福祉費における住宅補修費及び 災害援護費の貸付	緊急小口資金の特例貸付
R3	那珂川市 1件、1,320千円	
R2	大牟田市 5件 4,032千円 久留米市 1件 1,400千円	大牟田市 11件 1,800千円 久留米市 1件 100千円
H30	北九州市 1件 200千円 久留米市 1件 1,177千円 大野城市 1件 1,000千円	
H29	朝倉市 1件 60千円 東峰村 1件 1,740千円	

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金【こども未来課 092-643-3257】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中			

■ 支援の内容

【対象区域】 災害救助法適用市町村

【対象者】 被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

【内容】

ア 償還の特例措置

(7) 各種資金の貸付けを受けた者が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金支払いを猶予（1年以内の償還金の支払い猶予期間設定可。猶予期間中は無利子）

(4) 住宅に被害を受けた者について、被災後1年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の償還前の据置期間を最大2年延長可

	内容	貸付 限度額	貸付利率	据置期間 (延長時)
住宅 資金	住宅の補修、保全、改築または増築に必要な資金	200万円	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし： 年1.0%	6月 (2年6月)
事業 開始 資金	事業を開始するのに必要な資金	303万円	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし： 年1.0%	1年 (3年)
事業 継続 資金	事業を継続するのに必要な資金	152万円	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし： 年1.0%	6月 (2年6月)

イ 子を扶養していない寡婦の所得制限の特例措置

災害等により生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情にある者に対し、所得制限の適用の対象としない。

(3) 児童扶養手当等の所得制限の特例措置

【こども未来課 092-643-3259、障がい福祉課 092-643-3263】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了			

■ 支援の内容

【対象区域】 県内全域

【対象者】 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当受給者 世帯

【内容】 所有する財産の価格の概ね1/2以上の損害を受けた場合、損害を受けた月から翌年の7月（児童扶養手当は10月）までの間、所得制限の適用の対象としない。

(4) 障がい福祉サービス関連【障がい福祉課 092-643-3312】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了			

障がい福祉サービス利用者の被災状況等に応じて、利用料の免除や支払いの猶予が受けられることを市町村及び各事業所に通知。

1.3 教育支援

(1) 被災した児童生徒の学校への弾力的な受入れ

【高校教育課 092-643-3904、義務教育課 092-643-3908、
特別支援教育課 092-643-3909】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中	支援中	支援中

(2) 被災により当該年度用の教科書が滅失又はき損した場合の教科書の無償給与

【高校教育課 092-643-3904、義務教育課 092-643-3908、
特別支援教育課 092-643-3909】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了		完了	完了

(3) 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の申請期限を延長するなど柔軟に対応

【財務課 092-643-3866、私学振興課 092-643-3139】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了

(4) 被災により家計が急変した高等学校等の生徒に対する授業料の免除及び奨学金の貸与

【(授業料) 財務課 092-643-3866、
(奨学金) 社会教育課 092-643-3886】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中	支援中	支援中

(5) 私立高等学校等学校納付金軽減補助金の適用【私学振興課 092-643-3139】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了			

- ・ 自宅が全半壊した世帯の生徒
- ・ 農地・店舗等の損壊、長期避難等のため自営業の継続が困難などの理由により収入額が一定の基準を下回る事となる世帯の生徒について、学校納付金軽減補助金の支給対象とする。

(6) スクールカウンセラーによる児童生徒の心のケア

【高校教育課 092-643-3905、義務教育課 092-643-3911、特別支援教育課 092-643-3914】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了

(7) 災害により家計等が急変した、県立三大学への志願者等に対する入学考査料（入学検定料）、入学料及び県立三大学の学生に対する授業料の減免【政策課 092-643-3127】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了			

- (8) 被災児童が避難先で放課後児童クラブを利用する場合、避難先市町村での受入れ等について県内市町村に協力を依頼【こども未来課 092-643-3577】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了			

1 4 県税の減免等【税務課 092-643-3063】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了

- 被災者からの申請があった場合、県税の減免、徴収猶予及び申告期限等の延長を実施

1 5 使用料及び手数料の免除等【防災企画課 092-643-3318】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中		支援中	支援中

- 被災者の経済的負担の軽減を図るため、「大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例」の対象となる災害に指定
- り災証明書又は被災証明書をお持ちの被災者からの申請に基づき、各種免許証等の再交付申請手数料や県立学校の入学料等の免除及び還付を実施

※ 上記のほか、個別の条例に基づき、被災者への使用料及び手数料（県営住宅の家賃等）の免除及び還付を実施【財政課 092-643-3140】

1 6 国民健康保険・後期高齢者医療制度関連【医療保険課 092-643-3300】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中			

- 県から市町村等に対し、被保険者証が無い場合でも医療機関窓口で氏名、生年月日を申し出ることによって受診が可能であることを通知し、県HPにも掲載。
- また、被保険者の被災状況に応じて、一部負担金の減免や保険料（税）の減免、徴収猶予が受けられる場合があることを保険者を通じて周知し、県HPに掲載。

1 7 介護保険制度関係【介護保険課 092-643-3321】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了			

- 県から市町村等の保険者に対し、介護サービス事業所に被保険者証及び負担割合証が提示できない場合でも、氏名、住所、生年月日、負担割合を申し出ることによって、サービスが受けられることなど、柔軟な対応ができることを通知し、県HPに掲載。
- また、被災者に対しては、被災状況に応じて、利用者負担金の減免や、介護保険料の減免、徴収猶予が受けられる場合があることを保険者を通じて周知し、県HPに掲載。

1 8 養育医療関係【子育て支援課 092-643-3307】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中			

県から市町村等に対し、養育医療券の提出ができない場合でも、医療機関窓口において、氏名、生年月日、住所、養育医療券の交付を受けていることを申し出ることによって、受診が可

能であること、また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できることを通知し、県HPにも掲載。

19 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービス関係【子育て支援課 092-643-3307】

R3	R2	R1	H30	H29
支援中	支援中			

県から市町村等に対し、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において、母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスが受けられること等を通知し、県HPにも掲載。

Ⅱ インフラの復旧に関する取組

1 インフラの復旧に関する取組

【河川管理課 092-643-3668、河川整備課 092-643-3671、
道路維持課 092-643-3656、砂防課 092-643-3679】

R3	R2	R1	H30	H29
支援中	支援中	完了	支援中	支援中

■ 支援の内容

道路、河川、砂防施設の復旧・整備等を行う

■ 実績（R5年5月20日時点）

（1）原形復旧

○ 進捗状況

※（ ）内の数字は（R5年1月31日時点）からの増減を示す。

	区分	箇所数	着手済	着手率	完成	完成率	特記事項
R3	道路	15	15	100%	(+5) 15	(+33) 100%	全ての箇所で工事に着手し、 9割を超える75箇所で工事が完了
	河川	63	63	100%	(+3) 60	(+5) 95%	
	計	78	78	100%	(+8) 75	(+10) 96%	
R2	道路	24	24	100%	24	100%	全ての箇所で工事が完了
	河川	169	169	100%	(+2) 169	(+1) 100%	
	砂防	3	3	100%	3	100%	
	計	196	196	100%	(+2) 196	(+1) 100%	
R1	道路	7	7	100%	7	100%	全ての箇所で工事が完了
	河川	116	116	100%	116	100%	
	砂防	1	1	100%	1	100%	
	計	124	124	100%	124	100%	
H30	道路	77	77	100%	77	100%	9割を超える307箇所で工事が完了し、残り1箇所については令和5年出水期までに完了する予定
	河川	228	228	100%	228	100%	
	砂防	3	3	100%	2	67%	
	計	308	308	100%	307	99%	
H29	道路	113	113	100%	113	100%	全ての箇所で工事が完了
	河川	98	98	100%	98	100%	
	砂防	14	14	100%	14	100%	
	計	225	225	100%	225	100%	

○ 今後の対応

着手済み箇所の早期完成を図る。

(2) 改良復旧

○ 進捗状況

※ () 内の数字は (R5 年 1 月 31 日時点) からの増減を示す。

	区分	単位	全体	着手済	着手率	完成	完成率	備考
R3	砂防	箇所	3	3	100%	0	0%	
R2	砂防	箇所	9	9	100%	(+4) 5	(+45) 56%	
H30	河川	km	0.6	0.6	100%	0.6	100%	1 河川
	砂防	箇所	10	10	100%	10	100%	
H29	道路	区間	3	3	100%	3	100%	2 路線
	河川	km	98.4	(+0.2) 98.4	(+1) 100%	(+6.4) 96.5	(+6) 98%	13 河川
	砂防	箇所	57	57	100%	(+11) 53	(+19) 93%	

※河川の延長は、護岸（両岸）の整備延長とする。

※河川には、国による権限代行の赤谷川、大山川、乙石川を含む。

R3	砂防	・地すべりや急傾斜地の災害関連事業 3 箇所については、全ての箇所で工事に着手済
R2	砂防	・急傾斜地や砂防の災害関連事業 9 箇所については、全ての箇所で工事に着手し、5 箇所で工事が完了
H30	河川	・災害関連事業の 1 河川については、工事が完了
	砂防	・急傾斜地、砂防及び地すべり箇所の災害関連事業 10 箇所については、全ての箇所で工事が完了
H29	道路	・2 路線 3 区間全てで工事が完了
	河川	・13 河川全てで工事に着手し、国による権限代行の 3 河川を含む 7 河川 (+3) (疣目(いぼめ)川、佐田川、新立川、宝珠山川、赤谷川、乙石川、大山川) が完了 ・護岸整備延長の全区間で工事に着手し、9 割を超える区間で工事が完了
	砂防	・砂防では、57 箇所全てで工事に着手し、53 箇所 (砂防 38 箇所、地すべり 3 箇所、急傾斜 12 箇所) が完了

○ 今後の対応

R3	砂防	・着手済箇所の早期完成を図る。
R2	砂防	・着手済箇所の早期完成を図る。
H29	河川	・令和 5 年出水期までに 1 河川 (大肥川)、6 月末までに 1 河川 (妙見川) が完了する予定であり、残り 4 河川 (桂川、荷原川、白木谷川、北川) については、令和 5 年度内に完了する予定
	砂防	・令和 5 年出水期までに、砂防 1 箇所 (倉谷谷川 1) が完了する予定であり、残り砂防 3 箇所 (今道川、由の川、志波谷川) については、令和 5 年度内に砂防ダムが完了する予定

(3) 河川 浸水対応

○ 進捗状況

※ () 内の数字は (R5 年 1 月 31 日時点) からの増減を示す。

	区分	河川数	着手済	着手率	完成	完成率	備考
R3	※ ¹ 緊急	19	19	100%	19	100%	
R2	※ ¹ 緊急	37	37	100%	37	100%	
R1	※ ¹ 緊急	18	18	100%	18	100%	
H30	※ ¹ 緊急	44	44	100%	44	100%	
	※ ² 改良	5	5	100%	(+1) 1	(+20) 20%	※ ³ 浸水被害の大きかった 5 河川 (下弓削川、山ノ井川、金丸川・池町川、庄内川、庄司川) で浸水被害軽減の対策に着手し、1 河川 (下弓削川) が完了
	計	49	49	100%	(+1) 45	(+2) 92%	

※ 1 緊急とは、河道掘削や樹木伐採など短期間で治水安全度の向上を図るもの

※ 2 改良とは、浸水対策重点地域緊急事業にて、堤防嵩上げや排水機場、調節池等の浸水被害軽減の対策を行うもの

※ 3 河川毎の対策と進捗状況

下弓削川 : 堤防嵩上げ、排水機場が完了

山ノ井川 : 堤防嵩上げは約 9 割が完了
橋梁架替工事を実施中

金丸川・池町川 : 堤防嵩上げは完了
放水路、排水機場及び地下調節池の工事を実施中

庄内川 : 築堤の用地取得を進め、取得済み箇所です工事を実施中

庄司川 : 河道改修及び調節池の用地取得を進め、取得済み箇所です工事を実施中
橋梁架替 4 橋のうち 1 橋完成し、2 橋が工事実施中

○ 今後の対応

- ・ 早期の用地取得に努め、堤防嵩上や排水機場、調節池等の早期完成を図る。

Ⅲ 被災された商工業者、農林水産業者の事業継続支援

1 商工業者に対する支援

(1) 相談窓口の設置【中小企業振興課 092-643-3424】

R3	R2	R1	H30	H29
完了	完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容

被災した中小企業の円滑な資金繰りを支援するため、関係機関と連携し金融相談窓口を設置

県：商工部中小企業振興課、各中小企業振興事務所

関係機関：福岡県信用保証協会、福岡県中小企業振興センター、各商工会議所・商工会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会

■ 実績

	設置年月日
R3	令和3年8月13日
R2	令和2年7月7日
R1	令和1年8月28日

(2) 金融支援（県制度融資緊急経済対策資金の拡充）【中小企業振興課 092-643-3424】

① セーフティネット保証の適用

R3	R2	R1	H30	H29
完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容

災害救助法の適用地域が、「セーフティネット保証4号」の適用地域に指定された。これを受け、間接被害も対象とし、信用保証協会が100%保証を行うセーフティネット保証4号の認定事業者に対し、緊急経済対策資金による低利融資を実施。

金利：1.3%

保証料率：0.8%

限度額：1億円

■ 実績

	適用地域
R3	久留米市、八女市、みやま市 ※3市とも指定期間終了
R2	大牟田市、久留米市、八女市、みやま市 ※4市とも指定期間終了

② 緊急経済対策資金の「知事の指定する風水害」への指定

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容

災害を県制度融資緊急経済対策資金の「知事の指定する風水害」に指定し、緊急経済対策資金による低利融資を実施

金 利：1. 3%

保証料率：0. 25～1. 62%

限 度 額：1億円

■ 実績

	指定期間	融資実績
R3	令和3年8月19日～令和4年3月31日	0件 0円
R2	令和2年7月8日～令和3年9月30日	5件 5,800万円

③ 緊急特別融資枠の創設

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了		完了	完了

■ 支援の内容

災害が激甚災害として指定された際、より低利で保証料ゼロの緊急特別枠を創設

金 利：1. 3% → 0. 9%

保証料率：0. 25%～1. 62% → 0%

限 度 額：3, 000 万円（既存の融資限度額 1億円とは別枠）

■ 実績

	融資実績
R3	4件 6,980万円 ※受付期間:令和3年9月2日～令和4年3月31日
R2	23件 3億2,200万円
H30	85件 11億8,566万円
H29	71件 10億4,565万円

(3) 販売支援等

① 被災小規模事業者販路開拓応援補助金による支援【中小企業振興課 092-643-3425】

R3	R2	R1	H30	H29
			完了	完了

■ 支援の内容

国の「被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）」に採択された事業者に対し、自己負担の一部補助を実施

補助率：1/12（国の補助率2/3と合わせると補助率3/4）

補助上限：国 100万円、県 12万5,000円

■ 実績

	国事業の採択件数	内訳
H30	69件（全件採択）	【当初公募分】1次採択19件、2次採択33件 【追加公募分】1次採択5件、2次採択12件
H29	補助件数141件	

② 復興支援プレミアム付き地域商品券の発行を支援【中小企業振興課 092-643-3420】

R3	R2	R1	H30	H29
				完了

■ 支援の内容

プレミアム率：20%

補助内容：販売総額の100分の10相当（プレミアム分）、事務経費

■ 実績

	発行者	発行額
H30	朝倉商工会議所	発行額2億4千万円（販売額2億円）完売
	朝倉市商工会	
	東峰村商工会	発行額36百万円（販売額30百万円）完売
H29	朝倉商工会議所	発行額6億円（販売額5億円）完売
	朝倉市商工会	
	東峰村商工会	発行額60百万円（販売額50百万円）完売

③ 県庁1階ロビーにおける小石原焼の販売【観光政策課 092-643-3454】

R3	R2	R1	H30	H29
				完了

■ 実績

名称	実施期間	売上金額
小石原焼窯元 支援物産展	平成29年7月20日～21日	3,936,000円
平成29年7月 九州北部豪雨復興祈念行事に おける復興支援物販	平成30年7月3日～6日	738,400円

④ 伝統的工芸品月間国民会議全国大会を活用した支援【観光政策課 092-643-3454】

R3	R2	R1	H30	H29
				完了

■ 支援の内容

小石原焼産地の復興ぶりを伝え、販売促進を図る。

■ 実績

名称	実施期間	来場者数
小石原焼窯元 支援物産展	平成30年11月1日～4日	約13万人 (目標10万人)

(4) 風評被害対策【観光振興課 092-643-3429】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
			完了	完了

■ 支援の内容

風評被害対策のため、県内を含む旅行に対し、割引等を実施

■ 実績

H30	<p>○13府県ふっこう周遊割の実施</p> <p>内 容：国の予算を活用し、福岡県を含む2泊以上の周遊旅行（1府県同一施設でも可）を行った場合、本県での宿泊 にかかる宿泊料金の一部割引を実施</p> <p>対象府県：岐阜、京都（京都市除く）、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡</p> <p>実施期間：平成30年8月31日～平成31年1月31日</p> <p>割 引 額：4,000円／1人泊</p> <p>購入者数：35,022人泊</p>
H29	<p>○ふくおか応援割の実施</p> <p>割引対象：被災地の宿泊・観光を組み込んだ商品</p> <p>割引内容：宿泊付 3,000円／人、日帰り 2,000円／人</p> <p>販売期間：平成29年8月13日～平成30年1月31日</p> <p>購入者数：23,219人（目標23,000人）</p>

(5) 災害復旧等に向けた補助の実施

① 福岡県なりわい再建支援補助金【中小企業振興課 092-643-3425】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
	完了			

■ 支援の内容

被災した工場・店舗の施設、生産機械などの設備の復旧・整備に要する経費を補助
補助対象者：令和2年7月豪雨で被災した中小企業、中堅企業・みなし中堅企
うち一定の要件を満たす者

補助対象地域：県内全域

補助率：・中小企業者3/4（国1/2、県1/4）
・一定の要件を満たす中堅企業・みなし中堅企
1/2（国1/3、県1/6）

補助上限額：3億円

○「特定被災事業者」に対する特例

補助上限額3億円の内数において、下記のすべてに該当する事業者（特定被災事
業者）に対して1億円を上限に定額補助（国2/3、県1/3）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ・ 過去数年以内に発生した災害（※）で被害を受けた事業者
- ・ 令和2年7月豪雨により施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

（※）過去5年以内に発生したものであって、災害救助法の適用を受
けた災害（平成29年7月九州北部豪雨または平成30年7月豪雨（西
日本豪雨））が対象となる。また、災害救助法の適用市町村のみでなく、
県内全域が対象となる。

■ 実績

	交付件数	金額
R2	128件	8億4,454万円

② 被災小規模事業者販路開拓応援補助金【中小企業振興課 092-643-3425】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
	完了			

■ 支援の内容

国の「持続化補助金令和2年7月豪雨型」を活用して事業の再建に取り組む事業者の
自己負担分の一部を補助することにより、被災した小規模事業者の事業再建を促し、早
期復興を図る。

補助率：3/4（国2/3、県1/12）

※ 県独自の上乗せ補助の実施

補助上限額：直接被害 国200万円、県25万円

間接被害 国100万円、県12.5万円

■ 実績

※スケジュール（国）

	公募開始	期限	県内採択件数
R3	令和3年4月9日	1次受付締切 令和3年5月14日	3件
		2次受付締切 令和3年7月2日	28件
R2	令和2年9月11日	1次受付締切 令和2年9月23日	5件
		2次受付締切 令和2年10月30日	99件
		3次受付締切 令和3年1月25日	9件

③ 福岡県商店街災害復旧等事業費補助金【中小企業振興課 092-643-3420】

R3	R2	R1	H30	H29
	完了			

■ 支援の内容

被災した商店街等組織が行う、アーケード、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧に要する費用の一部を補助

補助率：1/2（国1/3、県1/6）

補助上限額：なし

■ 実績（令和3年10月31日現在）

	交付件数	金額
R2	1	367,765円

2 農林水産業者に対する支援

(1) 産地復興に向けた支援

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	完了	完了	完了	支援中

■ 支援の内容

被災した一次産業従事者に対し、設備・資材の取得等に要する経費等を支援

■ 実績

	内容
R3	<p>※件数、金額は見込み値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等による収入減少を補填する保険制度の加入経費に対する助成 (+1)3,687 経営体 【団体指導課 092-643-3483】 ・ 被災した農業用ハウスや機械の再取得・修繕などに対する支援 (+4)678 件 (Δ31)312 百万円 【水田農業振興課 092-643-3474】 ・ 被災した大豆ほ場の次期作までの管理経費に対する支援 373 件 36 百万円 【水田農業振興課 092-643-3474】 ・ 被災した作物の栽培に要した経費や種苗・生産資材の購入経費等に対する支援 696 戸 1,042 百万円 【園芸振興課 092-643-3487】 ・ 被災した自給粗飼料の代替となる粗飼料の購入に対する支援 4 件 7 百万円 【畜産課 092-643-3497】
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用機械やハウス施設の再取得・修繕等の支援 1,597 件 1,251 百万円 【水田農業振興課 092-643-3474】 ・ 果樹の改植支援 38 件 14 百万円 【園芸振興課 092-643-3488】 ・ 被災農家の営農再開と産地復興に向け、新たな作物や栽培技術・省力機械等の導入支援 23 件 【農林水産政策課 092-643-3468】 【園芸振興課 092-643-3488】 【水田農業振興課 092-643-3474】 【経営技術支援課 092-643-3494】

(2) 災害復旧事業等の取組状況【農村森林整備課 092-643-3510】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	完了	完了	支援中

■ 支援の内容

農地・農業用施設、林道の復旧、治山施設の整備を行う

■ 実績（令和5年4月30日時点 単位：箇所）

① 農地・農業用施設災害復旧事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
R3	全県	221	218	99%	(+24) 209	(+11) 95%
	八女市	57	57	100%	(+13) 54	(+23) 95%
	朝倉市	21	18	86%	(+4) 13	(+19) 62%
	その他市町村	143	143	100%	(+7) 142	(+5) 99%
R2	全県	389	389	100%	(+5) 384	(+2) 99%
	大牟田市	67	67	100%	67	100%
	朝倉市	77	77	100%	(+1) 73	(+1) 95%
	その他市町村	245	245	100%	(+4) 244	(+1) 99%
R1	全県	90	90	100%	90	100%
	八女市	52	52	100%	52	100%
	朝倉市	5	5	100%	5	100%
	その他市町村	33	33	100%	33	100%
H30	全県	645	645	100%	645	100%
	朝倉市	65	65	100%	65	100%
	東峰村	31	31	100%	31	100%
	その他市町	549	549	100%	549	100%
H29	全県	(Δ1) 1,195	(+18) 1,103	(+1) 92%	(+30) 885	(+3) 74%
	朝倉市	(Δ1) 938	(+15) 850	(+2) 91%	(+27) 637	(+3) 68%
	東峰村	169	(+3) 165	(+2) 98%	(+3) 160	(+2) 95%
	その他市町	88	88	100%	88	100%

② 林道災害復旧事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
R3	全県	58	58	100%	(+10) 57	(+17) 98%
	八女市	6	6	100%	(+1) 6	(+17) 100%
	朝倉市	1	1	100%	(+1) 1	(+100) 100%
	その他市町村	51	51	100%	(+8) 50	(+16) 98%
R2	全県	53	53	100%	(+1) 51	(+2) 96%
	八女市	22	22	100%	(+1) 20	(+5) 91%
	その他市町村	31	31	100%	31	100%
R1	全県	19	19	100%	(+1) 19	(+5) 100%
	八女市	2	2	100%	(+1) 2	(+50) 100%
	その他市町村	17	17	100%	17	100%
H30	全県	162	162	100%	162	100%
	朝倉市	11	11	100%	11	100%
	その他市町村	151	151	100%	151	100%
H29	全県	143	143	100%	(+9) 143	(+6) 100%
	朝倉市	60	60	100%	(+9) 60	(+15) 100%
	東峰村	75	75	100%	75	100%
	その他市町村	8	8	100%	8	100%

③ 治山施設の整備

○ 災害関連緊急治山事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
R3	全県	5	5	100%	(+2) 3	(+40) 60%
	朝倉市	1	1	100%	1	100%
	八女市	2	2	100%	0	0%
	みやま市	2	2	100%	(+2) 2	(+100) 100%
R2	全県	1	1	100%	1	100%
	八女市	1	1	100%	1	100%
H30	全県	13	13	100%	13	100%
	東峰村	1	1	100%	1	100%
	その他市町	12	12	100%	12	100%
H29	全県	43	43	100%	43	100%
	朝倉市	27	27	100%	27	100%
	東峰村	12	12	100%	12	100%
	嘉麻市・添田町	4	4	100%	4	100%

○ 林地荒廃防止施設災害復旧事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
R3	全県	1	1	100%	0	0%
	八女市	1	1	100%	0	0%

○ 県単独治山事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
R3	全県	12	12	100%	12	100%
	朝倉市	4	4	100%	4	100%
	添田町	3	3	100%	3	100%
	その他市町	5	5	100%	5	100%
R2	全県	29	29	100%	29	100%
	朝倉市	15	15	100%	15	100%
	大牟田市	3	3	100%	3	100%
	その他市町村	11	11	100%	11	100%
R1	全県	13	13	100%	13	100%
	朝倉市	8	8	100%	8	100%
	その他の町	5	5	100%	5	100%

○ 治山激甚災害対策特別緊急事業

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
H29	全県	(△5) 68	(+2) 68	(+10) 100%	(+11) 64	(+21) 94%
	朝倉市	(△2) 36	(+2) 36	(+11) 100%	(+6) 33	(+21) 92%
	東峰村	13	13	100%	(+3) 13	(+23) 100%
	添田町	(△3) 19	19	(+14) 100%	(+2) 18	(+22) 95%

○ 直轄治山災害関連緊急事業（国事業）

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
H29	全県	21	21	100%	21	100%
	朝倉市	21	21	100%	21	100%

○ 民有林直轄治山事業（国事業）

	地域	全体計画	着手済	着手率	完了	完了率
H29	全県	(△31) 155	(+9) 126	(+18) 81%	(+13) 90	(+17) 58%
	朝倉市	(△31) 155	(+9) 126	(+18) 81%	(+13) 90	(+17) 58%

IV 被災自治体の行政運営支援

1 知事部局等県職員の派遣【人事課 092-643-3037】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
	支援中			支援中

■ 支援の内容

被災地に知事部局等県職員を派遣する。

年度	派遣先	主な用務	派遣人数	派遣期間
R2 (R5)	大牟田市	排水対策基本計画の策定等	1人(土木)	R6年3月31日まで
H29 (R5)	朝倉市 ((△4)7人)	農地・農業用施設災害復旧業務	(△1)1人(農業土木)	R6年3月31日まで
		区画整理工法による改良復旧業務等	6人(農業土木)	

2 市町村職員の派遣【行財政支援課 092-643-3072】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	支援中	完了	完了	支援中

■ 支援の内容

被災地に県内市町村職員を派遣する。

■ 実施状況

	派遣先	主な用務	派遣人数	派遣期間
R2	大牟田市 ((△4)0人)	道路・河川等公共土木施設の災害復旧事業	(△3)0人(土木)	R5年3月31日まで
		農地・農業用施設災害復旧業務	(△1)0人(農業土木)	
H29	朝倉市 ((△3)1人)	道路・河川・橋梁の災害復旧業務	(△3)0人(土木)	R6年3月31日まで
		農地・農業用施設(農道・水路・ため池等)の災害復旧業務	1人(農業土木)	

3 他県自治体職員の派遣【行財政支援課 092-643-3072】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
	完了	完了	完了	支援中

■ 支援の内容

県内に他県自治体職員を派遣する。

■ 実施状況

	派遣先	主な用務	派遣人数	派遣期間
H29	朝倉市 (2人)	災害復旧事業(公共土木施設)に係る契約等業務	(△1)0人 (一般事務)	R5年3月31日まで
		災害復旧事業(農地・農業用施設・林道)に係る契約等業務	(+1)2人 (一般事務)	R6年3月31日まで

4 県内市町村の被災避難者支援【行財政支援課 092-643-3072】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	支援中

■ 支援の内容

県内市町村で、被災避難者に係る生活全般の総合的支援窓口を設置

V その他の支援

1 被災者支援情報の一元的な発信【県民情報広報課 092-643-3172】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中	支援中	支援中	支援中

■ 支援の内容

福岡県ホームページに被災者支援に関する情報を掲載したページを開設

2 災害に便乗した悪質商法被害の防止【生活安全課 092-643-3193】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
支援中	支援中			

■ 支援の内容

災害に便乗した悪質商法を防止するため、ホームページ等の広報媒体で注意喚起

3 災害ボランティア情報の発信【社会活動推進課 092-643-3938】

R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
完了	完了	完了	完了	完了

■ 支援の内容

県（コラボステーション福岡）ホームページやメールマガジンを通じて、災害ボランティアに有用な情報を発信